## 「医師の働き方改革」について

働き方改革関連法施行に伴い、令和6年4月から医師の時間外労働が規制されます。患者さんはもとより、地域住民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

1. 病状説明などは、通常勤務時間内にお願いします。

緊急の場合や診療状況でやむを得ない場合を除き、説明は勤務時間内(平日8時30分~17時15分) に行わせていただきます。

2. 夜間や休日は担当医以外の医師が対応することがあります。

夜間休日は、当直医が対応し、必要に応じて担当医や主治医と連絡を取りながら適切に診療を行います。

3. 救急外来診療の適切な利用をお願いします。

高度・急性期医療を担う当院の位置づけをご理解いただき、緊急性がない場合は、平日であれば、かかりつけ医や近隣の医療機関を受診していただき、夜間休日であれば、日南市夜間急病センター(午後7時~10時)や休日在宅当番医(午前9時~午後5時)の受診をお願いします。

## 急な病気やケガで困ったときは…

日南市救急医療電話相談(0987-31-1111)をご利用ください。

https://www.city.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkozoshinka/2/4/962.html

## 夜間の子どもの急病時、病院へ行った方が良いか判断に迷った時は…

子ども救急医療電話相談(#8000)をご利用ください。

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryoseisaku/kurashi/iryo/index-03.html

## 休日の当番医は…

日曜・祝日当番医療機関ををご確認ください。

https://www.city.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkozoshinka/2/4/1615.html

令和5年10月11日

県立日南病院